

5 日目決済の廃止等に係る検討結果

平成 20 年 12 月 18 日
証券取引の清算・決済システムに
関する合同ワーキング・グループ

証券取引の清算・決済システムに関する合同ワーキング・グループにおいては、今般、標記の件について、以下のとおり対応方針をとりまとめた。

． 5 日目決済の廃止について

1．趣旨

現在、株券等の取引所取引においては、原則として、約定日から起算して 4 日目の日に決済が行われるが、その 4 日目の日が権利確定日に該当する場合等には、例外として、5 日目の日に決済が行われている（東京証券取引所（以下「東証」という。）業務規程第 9 条第 3 項等）。

このように、4 日目決済と 5 日目決済が並存する現状は、効率性及び利便性の面で課題があると考えられること、また、5 日目決済は、日本特有の制度であり非居住者の投資家には分かりにくいとの指摘があることから、株券電子化実施後に 5 日目決済の制度を廃止することについて検討した。

2．検討結果

（1）5 日目決済を廃止する有価証券

債券以外の有価証券^(1)を対象として、5 日目決済を廃止する。（別紙 1 参照。）

1) 内国株券（優先株、子会社連動配当株等を含む。）新株予約権証券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国株券、外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国株預託証券

（2）新株式数申告の時限

株式分割等に伴う新株式数申告は、機構加入者から証券保管振替機構（以下「保振」という。）に対して権利確定日に行われるが、5 日目決済が廃止された場合には、その日にも取引所取引の決済等のための振替が通常どおり行われる（振替制限を撤廃する。）ため、機構加入者における事務処理の時間を確保する観点から、新株式数申告の時限を、原則として、統合 Web 端末を利用する場合及びファイル伝送を利用する場合ともに、権利確定日の 20 時まで^(2)とし、やむを得ない場合には、例外措置として権利確定日の翌営業日の朝に申

告を行うことを認める (3)

2) 株券電子化後の新株式数申告の時限は、権利確定日の16時(統合 Web 端末経由の場合)又は20時(ファイル伝送の場合)である。

3) 権利確定日翌営業日の朝の申告(機構加入者からの申告方法については別途整理する)は、システム上は訂正の扱いとする。(権利確定日20時までに新株式数申告が行われない場合には、権利確定日の夜間のシステム処理の際に、対象銘柄の残高が一旦0株とセットされる等のため。)

(3) 権利確定日にフェイルが発生した場合の対応

証券の受渡しに係るフェイルについては、それが生じないように事務処理が行われることが肝要であり、特に、権利確定日のフェイルの発生は、可能な限り回避されなければならないが、万一権利確定日の振替時限(15時30分)までに処理が間に合わなかった振替について、受方の株主権の確保の観点から、以下のとおり振替処理(以下「時間外特別処理」という。)を行うことができることとする (4)

渡方及び受方機構加入者は権利確定日中に、保振に対して、権利確定日付の時間外特別処理を申請する。(5)

保振は、上記申請があらかじめ定めた条件・範囲(6)に該当すると認められた場合には、権利確定日の翌営業日に、権利確定日付の時間外特別処理(渡方の残高の減額、受方の残高の増額)を行う。また、併せて総株主報告対象株式数通知(機構加入者が総株主報告データとして報告すべき株式数をあらかじめ保振から機構加入者に通知するもの。)の訂正等を行う(新株式数申告の対象銘柄について時間外特別処理が行われた場合には、対象機構加入者は、時間外特別処理と併せて新株式数申告の訂正の申告を行う。)。時間外特別処理が行われる場合であっても、フェイルとなった取引所取引の決済は翌日に繰り延べられて行われることから、時間外特別処理が行われた場合には、補正のため、これに対応する受方から渡方への振替を一般振替で行う。

4) 時間外特別処理等によるフェイルに係る権利処理ができない場合には、従前どおり、配当金・権利等引渡通知書による処理を行うこととする。

5) 権利確定日にフェイルが発生した場合には、日本証券クリアリング機構(以下「JSCC」という。)において、フェイル参加者と被フェイル参加者の紐付け(受方・渡方指定)がフェイル確定後速やかに行われる。

6) 時間外特別処理の対象範囲については、JSCC とのフェイルに関連するものとし、原則として、JSCC の清算参加者及びその第一次受渡相手方(JSCC の清算参加者が借株

をする場合の貸し手を含む。)までの範囲とする(別紙2参照)ほか、時間外特別処理を行う時点で減額すべき残高があること等の条件を設ける予定である。また、処理件数についても一定の限度があることから、権利の内容に応じて優先順位を設ける等の対応についても今後検討する。

・ 期間売買停止の廃止について

1. 趣旨

現行、株式併合又は株券提出(株券電子化後は単元株式数の増加等)を伴う株式分割(以下「株式併合等」という。)が行われる場合には、権利落日(株式併合等の効力発生日の4営業日前の日)から権利確定日(効力発生日の前営業日)までの間(4営業日間。5日目決済廃止後にあつては3営業日間となる。)は、売買停止(以下「期間売買停止」という。)をしている(東証 業務規程第29条第1号)。これは、株券提出により流通する株券が減少した状態で株券の売買を行うと、価格形成上の問題及び受渡事務上の問題が生じるおそれがあるためである。

しかし、株券電子化後、上場株券については株券提出が廃止され流通株券が減少する状態が生じなくなるため、投資家への売買機会の提供の観点から、期間売買停止の廃止について検討した。

2. 検討結果

現行制度の下で売買停止が行われている期間の普通取引については、その決済が株式併合等の後において行われることから、効力発生「後」の売買単位で行うこととする。

当日決済取引については、その決済が効力発生前において行われることから、効力発生「前」の売買単位で行うことが考えられるが、同一日において普通取引と当日決済取引で売買単位を違えた場合、関係者におけるシステム対応規模が大きくなることが想定される。

このため、当日決済取引について期間売買停止を廃止する際には、当該期間の売買単位は、その決済時の単元株式数にかかわらず普通取引と同一(効力発生「後」の売買単位)とせざるを得ない(別紙3参照)。

この当日決済取引における売買単位の取扱いについて、その内容が十分理解されないまま取引を行った場合には、受渡し等において混乱が生じるおそれがあることから、該当期間に当日決済取引を受託する場合には、顧客の十分な理解と委託側・受託側双方の円滑な事務処理体制が確認されていることが望ましく、これが困難な場合には、市場外取引での執行も含めた混乱回避のための選択肢を提示することも考えられる。

．対応時期及び今後の進め方

5日目決済の廃止等の実現にあたっては幅広い関係者において事務処理体制の整備が必要となること及び株券電子化を控え早急なシステム対応着手が困難であること等を考慮し、5日目決済及び期間売買停止の廃止の実施時期は、平成21年11月を目標として広く関係者からの意見を募った上で、準備を進めることとする

(7)

7) 来年1月5日からの株券電子化の実施を控え円滑な稼動のための最終準備に注力している関係者も多く、合同ワーキングの検討においても、本件に係るシステム対応の規模・期間等を見極めることが難しいとの意見もあったが、5日目決済の廃止等については株券電子化後の最優先課題として取り組むことについては合同ワーキングとして合意が得られている。

以上

5 日目決済を廃止する有価証券の範囲

表 A～D を 5 日目決済廃止の対象とする。(上表 E・F については、対象外とする。)

有価証券	5 日目決済とされている事由			
	配当、議決権、その他の権利	取得対価の変更、行使条件の変更、表示株式数の変更(取得請求期間、行使期間の中断を含む。)等	新株式数申告等に係る振替制限	利払いに伴う振替制限
A 外国株券、外国新株予約権証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国 ETF(外国投資信託受託証券、 <u>外国投資証券</u>)				
B 株券、ETF(投資信託受益証券)、REIT(投資証券)、優先出資証券、新株予約権証券、JDR 等(受益証券発行信託の受益証券：内国商品信託受益証券、外国証券信託受益証券)			(午前中)	
C 種類株等(優先株・子会社連動配当株、無議決権株式等)			(午前中)	
D ADR(外国株預託証券)				
E CB(転換社債型新株予約権付社債券)、交換社債券	(権者集会)			
F 債券	(権者集会)			

議決権のみの場合には 5 日目決済とされない。

配当、議決権、その他の権利

問題点 権利確定日にフェイルが解消されない場合には、被フェイル者は配当等の権利を受けることができない。**対応等** 被フェイル者に対し権利を付与するための検討を行う(後述)。また、被フェイル者への権利付与ができない場合には、配当金・権利等引渡通知書により当事者間で権利調整を行う。

取得対価の変更、行使条件の変更、表示株式数の変更(取得請求期間、行使期間の中断を含む。)等

問題点 権利確定日にフェイルが解消されない場合には、被フェイル者は取得対価等の変更後の有価証券を受領することとなる。**対応等** と同様。なお、との比較では、配当金・権利等引渡通知書による当事者間の権利調整に課題があるとも考えられる(ただし、現行でも発生する問題。)

新株式数申告に伴う振替制限

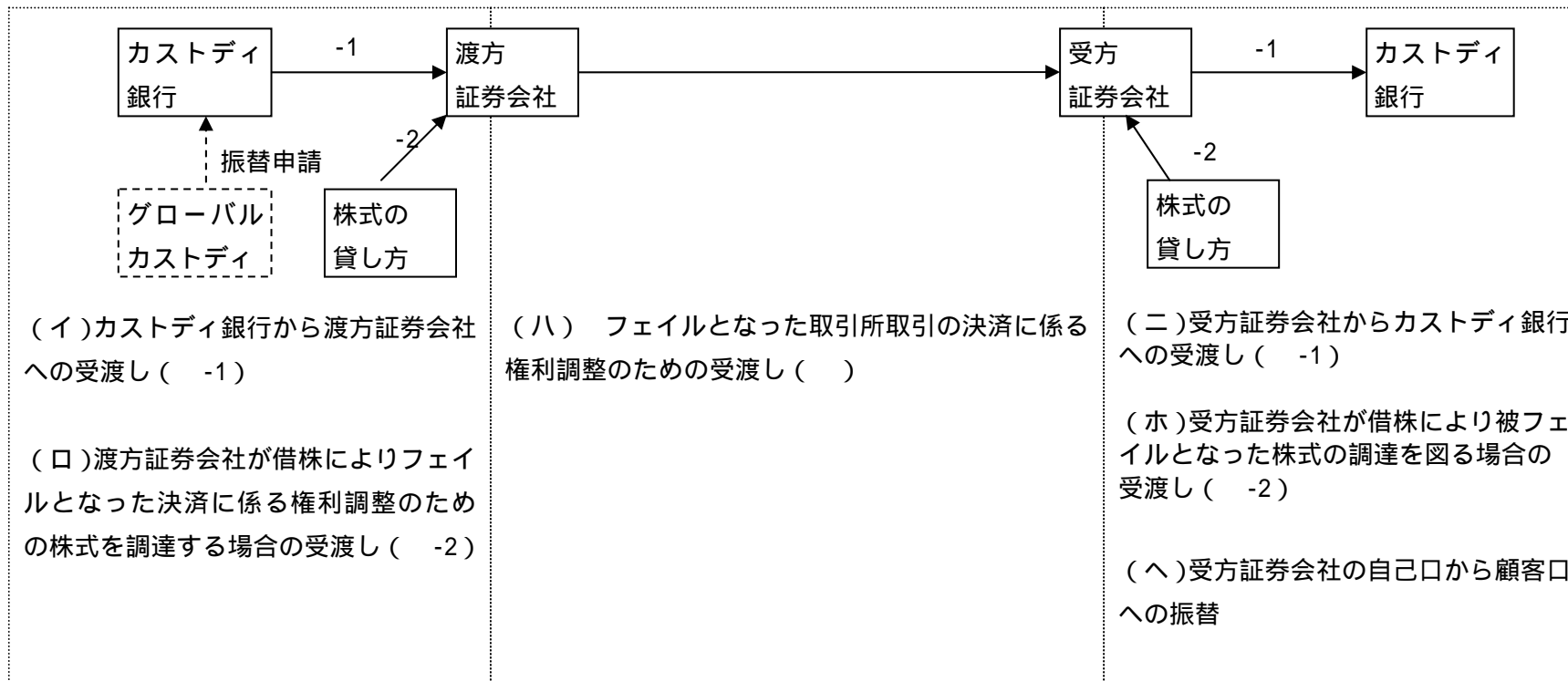
問題点 新株式数申告に伴う振替制限により決済を行うことができない。**対応等** 新株式数申告に伴う振替制限は廃止することとし、これに伴い、新株式数申告の取扱いについて検討を行う。

利払いに伴う振替制限

問題点 利払いに伴う振替制限により決済を行うことができない。**対応等** 利払い手続については、今後、税制改正対応等のため変更の可能性があるため、当該変更時に検討する。

権利確定日のフェイルに係る対応 イメージ図

受方の権利確保の観点から、次の（イ）～（へ）の振替を権利確定日の時間外特別処理の対象とする。

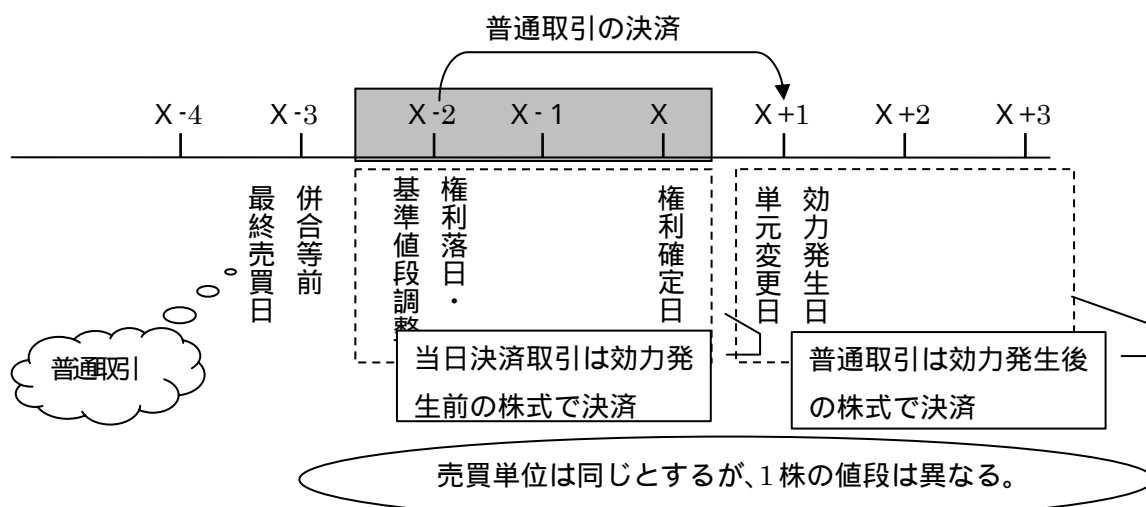


以上

期間売買停止の廃止について

株式併合又は株券提出（株券電子化後は単元株式数の増加等）を伴う株式分割（以下「株式併合等」という。）が行われる場合、権利落日から権利確定日までの間（4営業日間。5日目決済廃止後には3営業日間。）は売買停止（以下「期間売買停止」という。）としているが、これを廃止し、売買を継続する。この期間の普通取引と当日決済取引は、同一の売買単位により行うこととする。

- ・ 普通取引：売買単位は株式併合等後の単元株式数、基準値段は比率に従い調整。
- ・ 当日決済取引：（単元株式数に関わらず）普通取引と同じ株式数、調整前の基準値段。



（例）株式併合（10株 1株）+ 単元括り下げ（100株 10株）の場合

	X-4	X-3	X-2	X-1	X	X+1	X+2	X+3
			権利落日		権利確定日	効力発生日		
発行済株式数	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	1,000	1,000	1,000
基準値段 （普通取引）	50	50	500	500	500	500	500	500
基準値段 （当日決済取引）	50	50	50	50	50	500	500	500
単元株式数 （会社定款上）	100	100	100	100	100	10		
売買単位 （普通取引）	100	100	10	10	10			
売買単位 （当日決済取引）	100	100	10	10	10	10	10	10

当日決済取引の売買単位を普通取引の売買単位と同じとする。

上記は、5日目決済の廃止を前提として記載した（現行の権利落日は X-3）。

期間売買停止の廃止に伴う証券会社等において想定される対応（留意点）**（１）証券会社等における残高の処理**

- ・ 権利落日から権利確定日までの間における残高の取扱い。
 - 株式併合等に際して、権利落日から権利確定日までの期間、顧客の「売却可能株式数」などの呼称で効力発生後の予定残高（みなし残高）を表示する取扱いとしている場合がある。（例：株式併合の場合に、顧客の株式残高が 100 株の場合、「売却可能株式数」として 10 株とみなして表示する。）

期間売買停止の廃止後は、当該期間においては、当日決済取引（決済が効力発生日の前）での売却可能株式数（例：100 株）と普通取引（決済が効力発生日以後）の売却可能株式数（例：10 株（みなし株式数））が異なることとなるため、何らかのシステム対応が必要となる可能性がある。
 - 株式併合等が行われる場合には、権利落日から権利確定日までの間の証券会社間の口座振替は、保振では効力発生前の残高により行われる。証券会社においてそれと異なる効力発生後の「みなし株式数」を管理している場合に、当該みなし株式数についても調整が必要となる可能性がある。
- ・ 月末を権利確定日とする株式併合等の場合、月末時点の残高（顧客の保有株式数等）は効力発生前の株式数であるが、市場価格（普通取引）は効力発生後ベースのものとなることから、時価の算出にあたり、株券提出が行われない場合の株式分割における現行の取扱い（みなし株式数 × 市場価格）と同様の対応が必要となる可能性がある（株式併合については留意が必要）。このため、顧客への取引残高報告書等の表示、及び、レンディング等における担保について株式併合等が行われる場合の時価評価等に関する対応が必要となる可能性がある。

（２）当日決済取引の受託及び顧客との決済

- ・ 上記の株式併合の場合、100 株を保有している投資家が、X - 2 日から X 日までの間に当日決済取引で 10 株売却した場合、X+1 日以降、単元未満株 9 株を所有することになる場合があることについて、受託の際に留意する必要がある。
- ・ X 日の当日決済取引について、顧客との同意により翌営業日の受渡しとする場合の取扱いについて、留意する必要がある。

以 上